

自殺を考えている方、自死遺族の方、
それらの※支援者のみなさんに対し、
弁護士が面談による
法律相談に無料で応じます。

自死問題 法律相談

日常生活 例：借金問題、離婚問題、労働問題などを抱えて自殺を考えている
事業問題 例：事業がうまくいかなくて自殺を考えている
学校問題 例：子どもが学校でいじめなどを受けて自殺しないか心配
自死遺族 例：身内が多額の借金を残して亡くなってしまった

⇒弁護士に相談して解決できる可能性があります。

どんなことでもお気軽にご相談ください。

☎0952-24-3411

受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）

相談
申込

上記電話番号にお電話して、相談申
込をしてください。
すみやかに担当弁護士から折り返しご連絡
いたします。

相談

担当弁護士と日程調整の
上、面談相談（無料）
を行います。



※ 支援者とは・・・

- ご家族やご親族
- 援助組織及び団体のスタッフ
- 相談及び治療に当たっておられる方々
(医師・ソーシャルワーカー・精神保健福祉士・臨床心理士・看護師など)

*弁護士には守秘義務があり、相談はプライバシーが守られる環境で行いますので、安心してご相談ください。

佐賀県弁護士会

Saga Bar Association



佐賀県弁護士会マスコット
「よか丸くん」

「自死問題法律相談」のご案内

佐賀県弁護士会では、自死問題に対応する研修を積んだ担当の弁護士が、自殺を考えている方、自殺しようとした方、身近な方を自死で亡くされたご遺族などに寄り添って法律相談をおこなっております。

自殺を考えている方、身近な方を自死で亡くされたご遺族の方、それらの支援者の方など、一人で抱え込まず、ぜひ「自死問題法律相談」をご利用ください。**弁護士の初回相談は、料金はかかりませんし、出張も対応可能です。**

また、自死問題を抱えた方のご対応にお困りの自治体、医療機関などの関係諸団体の皆様も、ぜひ「自死問題法律相談」をご利用ください。

佐賀県弁護士会

佐賀市中の小路 7-19(TEL0952-24-3411)

「自死問題法律相談」ご利用の流れ



相談できる方

- ① 自殺を考えている方、自死遺族
- ② ①の親族その他の関係者
- ③ 自治体、医療機関、福祉施設等の関係機関の職員の方



相談申し込み方法

- ① まず下記電話番号にお電話をください。

佐賀県弁護士会

0952-24-3411

(受付：平日午前9時～午後5時)

- ② すみやかに担当の弁護士から折り返しのお電話をいたします。その担当の弁護士と面談の日程・場所を打ち合わせいただき、後日面談相談を行います。

相談料は無料です。

— 自死問題に寄り添い、命を守るために —

自死問題法律相談



佐賀県弁護士会マスコット
「よか丸くん」

佐賀県弁護士会

佐賀市中の小路 7-19(TEL0952-24-3411)

例えば、このような問題でお悩みの方。「自死問題法律相談」をぜひご利用ください。

日常生活のこと

借金問題、離婚問題、労働問題などを抱えて自殺を考えている方、生活が苦しくて自殺を考えている方。弁護士に相談すれば、法律的な解決策が見つかり、途が開ける可能性があります。弁護士が、生活の立て直しのお手伝いをすることもできます。

事業のこと

事業がうまくいかず借金が膨らんだ、取引先とのトラブルなどで自殺を考えている経営者の方をご相談ください。

学校のこと

子どもが学校でいじめなどを受けて、自殺してしまわないかなど心配されている親御さんをご相談ください。

自死遺族のご相談

自死された方が借金を抱えていた場合、アパートや鉄道で自死された場合などに、遺族が重い責任を問われる可能性もあります。弁護士に相談すれば解決策が見つかる可能性があります。

労災(過労自死)

職場での長時間労働やパワハラなどが原因で、精神に不調をきたし、自死された場合、労災として補償を受けられる場合があります。また、会社や上司に対し損害賠償を請求できる場合もあります。